

平成28年度 第2回

新宿区情報公開・個人情報保護審議会会議録

平成28年6月27日（月）

新宿区 総合政策部 区政情報課

午後 2時00分開会

【会長】ただいまより、平成28年度第2回、新宿区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入る前に本日の資料について、事務局から確認をしていただきます。

【区政情報課長】本日もよろしくお願いいたします。まず前回、5月23日に開催いたしました第1回情報公開・個人情報保護審議会委員の報酬でございますが、ご連絡を差し上げてございましたけれども、事情により、支出のほうが少しおくれでまいまして、皆様にはご迷惑をおかけしましたことをこの場をおかりしておわび申し上げます。6月28日ごろに口座のほうに振り込まれる予定でございます。何とぞよろしくお願いいたします。

次に、本日の追加資料を机上に配付させていただきました。まず1件目が前回の報告案件でございます。「外国籍等の中学生に対する進学支援業務の委託について」と「英語キャンプ運営業務の委託について」。この2件につきまして、委託業者に処理させる情報項目のうち、保護者に係る性別、続柄について、教育支援課で検討しますということになってございました。保護者の性別につきましては、必要がないということで削除としました。続柄でございますが、こちらは問い合わせ時に必要になるということで、こちらのほうが入るという回答を得てございます。

また、前回、時間の関係で説明を次回以降に後送りさせていただきました「情報公開制度の概要の説明」につきましても、今回、案件が多くございますので、大変申し訳ございませんが、次回第3回、7月14日の審議会でご説明させていただきたいと思っております。

それでは、事前にお送りした資料について、説明をさせていただきます。事前にお送りした資料は、資料12『在宅医療相談窓口事業』におけるがん療養業務の委託についてから、資料22「既存建築物外壁等点検調査業務の委託について」まで、合わせて11件でございます。

なお、資料13と資料18には1番、資料19には1番と2番、資料21には1番と、それぞれ添付資料がついてございます。

また本日追加の資料を1点、差替えの資料を1点、机上のほうに配付させていただいています。よろしくお願いいたします。

続いて、差しかえの内容でございますけれども、資料14、こちらのほうの後ろに1冊追加してございます。それから、資料19。こちらは資料19の4枚目の資料、19-2というのが入っていますが、こちらのほうを1枚、差しかえをよろしくお願いいたします。

資料につきましては、以上でございます。資料の過不足等がございましたら、ご連絡いただ

きたいと思います。よろしいでしょうか。

それから、資料 12 は、前回時間の関係で、今回に持越しをさせていただいたものでございます。また、資料 15 から 19 につきましても、前回への付議を予定しておりましたが、議案件数が多くなったため、今回に回すこととさせていただいたものでございます。

ここで、前回の審議会で欠席をいたしました事務局の職員を紹介させていただきます。区政情報課広報係長、山川邦夫です。

本日の審議会、審議件数多くなっております。大変申し訳ございませんが、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。私からは以上でございます。

【会 長】欠席の方もあるようですけれども、定足数は満たしておりますので、審議に入ります。

それでは次第に沿って、議事の審議を進めます。

本日も説明される方は、資料を読み上げるだけでなく、要点を説明していただき、必要に応じて補足を加えるようお願いいたします。

まず資料 12 『在宅医療相談窓口事業』におけるがん療養業務の委託についてです。それでは説明をお願いします。

【地域医療・歯科保健担当副参事】本案件につきましては、平成 24 年 5 月 21 日の第 1 回情報公開・個人情報審議会において、当該の事業のご了承をいただいておりますが、今年度より、従前は土曜日の月 1 回、午前 10 時から午後 2 時まで行っていたものを、平日 1 時から 5 時までに拡充したことにより、本審議会にご報告をさせていただいております。本来であれば、4 月 1 日実施前に報告させていただいておりましたが、事後になってしまい、大変申し訳ございませんでした。

本事業は、区内のがん患者とその家族のがんに伴う様々な苦痛や不安の軽減を図り、療養生活の質の向上を目指すことを目的としております。特に、区内のがん患者さんや、またその家族、関係者から、今の病状や治療の内容、あるいは様々な副作用、あるいは選択すべき緩和ケアなどの様々な対応方法などについて、多岐にわたってがんに関する相談を受ける窓口を設置したところでございます。

また、相談者の内容によっては、本人同意に基づいて、関係機関との連絡調整を行うことにより、がんに伴う様々な苦痛や不安の軽減を図ることを目的としてございます。

ただいまご説明いたしましたように、本事業は今年度より平日の午後 1 時から 5 時までといった時間に拡充をし、区民の方々がこの相談を受けやすいように、利便性の向上を図ったもの

でございます。

相談内容につきましては、先ほどお話ししたとおり、がんに関する療養相談全般に係っております。また、区民のがんの療養に関する医療機関からの相談にも対応しております。

相談方法は、実際にいらしての面接、または電話によって対応しています。

具体的に相談に応じる相談員の資格でございますが、専門職として看護師、保健師、薬剤師、または社会福祉士で緩和ケアの知識を持ち、がんに関する相談経験をおおむね3年以上有する者ということで、また過去5年以内に相談対応経験のある者といたしました。実際に受けた相談の内容については、実績をまとめ、報告書を作成していただき、区に報告をしていただいているところでございます。

具体的な個人情報の内容等でございますが、まずこの個人情報については、保有する課は健康づくり課が保有いたしますが、この事業については、株式会社ケアーズ。これは平成26年度まではNPO法人白十字在宅ボランティアの会にお願いをしておりましたが、実体的には同様でございますが、白十字訪問看護ステーションといった訪問看護を専門的に行う事業者の元々の株式会社がケアーズというところでございます。そちらに委託をしております。

具体的に取り扱わせる個人情報でございますが、ここに記載のとおり、がん療養相談の相談者に係る情報項目です。また、がん療養相談のがん患者に係る情報項目として、氏名以外にこのような様々な病気の状況や本人の生活環境等について聞いているところでございますが、前回の審議会においては、療養状況という一言にくくっておりましたが、実際には患者、ご家族が、例えば認知症になったりして、本人の方の療養生活が難しいといったようなご相談もあることから、家族の個人情報も含んでいるということで、ここにがん療養相談のがん患者の家族に係る情報項目ということを明示させていただきました。

また、先ほどの委託する事業者でございますが、この委託団体は区内唯一の機能強化型訪問看護ステーションや、居宅介護事業所、暮らしの保健室等を運営しており、新宿区のがん患者の在宅療養の実践を通じ、区内の医師、看護師、ケアマネジャーなどのかかわりが大変深く、この場を使つての勉強会等も毎月行われているところでございます。

がん療養相談窓口の設置については、委託の内容はそこに記載のとおり、開設日は平日と土曜日でございます。

また、委託の期間は、平成26年4月1日から27年3月31日でございますが、今回、この審議会にかける以前に、もう一度、個人情報については、さらにより充実して、厚く個人情報の管理をいたすようにしたところでございます。

具体的には下線のとおり、委託に当たり区が行う情報保護対策として、区職員が必要に応じ、立入り調査を行い、個人情報の管理、保管状況の確認を行う。また、取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告をさせる。また、提供された情報、特にこれは相談記録でございますが、施錠できるキャビネットに保管させる。また業務終了後、事業で得た情報については、区職員へ手渡しで提出させる。これは具体的には、年度末3月31日に原本を区のほうに提出させるということでございます。

ただし、本人同意があった場合につきましては、この窓口といいたしましうか、この「暮らしの保健室」等を含む委託団体が継続的な支援を行うことから、それについては、当該の事業者が持つことも可能と覚書を交わしているところでございます。

こういった形で、個人情報の保護について万全を期して、区民の方々が安心して療養相談の相談ができるように、区としては今後も進めていきたいと思ひます。

よろしくご審議をお願いいたします。

【会 長】 それではご質問かご意見がございましたらどうぞ。佐藤委員。

【佐藤委員】 病歴とか、1人ひとりのかなり機微な個人情報を扱うので、ぜひ慎重にやっていただきたいと思うのですが。まず1点聞きたいのが、3ページなのですけれども、「区の職員が、必要に応じ、立入り調査を行い、個人情報の管理・保管状況の確認を行う」ということなのですが、どれぐらいの頻度で行う予定なのですか。

【会 長】 ご説明ください。

【地域医療・歯科保健担当副参事】 実は当該の事業者には、様々な事業を委託していることから、少なくとも、月に数回はその場所に訪れて、様々な打ち合わせ、あるいは今お話の出した個人情報の保護についての状況の確認をしているところでございます。

【会 長】 佐藤委員。

【佐藤委員】 それと、大体どのぐらいの人数の方の個人情報を、この委託先は扱うような感じになるのでしょうか。

【会 長】 ご説明ください。

【地域医療・歯科保健担当副参事】 少し実績についてご報告させていただきますが、26年度実績で大変恐縮ですが、年間で実人員27人、1人の方が複数回受けることもありますので、相談件数としては28名になりますが、約20数名の方の個人情報を、今までは、昨年度までは保有しておりましたが、今回、平日も受けられるということで、「ぬくもりだより」等に記載したところ、相談者が増えましたので、現状、私どもで持っておりますのは、4月、5月分の実績で

すが、大体 20 数件ずつの実績がございます。

【会 長】佐藤委員。

【佐藤委員】そうすると、実績が今後増えるということになると、やはりそれだけ取り扱う個人情報もふえますので、その辺をしっかりとやっていただきたいと思うのですが、5 ページの特記事項の 13 番ですね。個人情報取扱責任者、取扱者を指定し、となっているのですが、責任者が何人で、取扱者というのは大体どれぐらいの人数を想定しているのでしょうか。この特記事項の 13 番です。

【会 長】ご説明ください。

【地域医療・歯科保健担当副参事】取扱責任者でございますが、具体的に相談している場が「暮らしの保健室」という場ですが、その責任者は 1 名でございます。また、取扱者については、相談を受ける方々でございます。そういう意味では、先ほどお話しした看護師、保健師等の専門職で数名ということでございます。

【会 長】佐藤委員。

【佐藤委員】最後に、こうした相談業務自身は非常に大事なことですし、区民の皆さんのニーズも非常に高いと思うので、そうした情報量を扱うのが非常に多くなりますので、繰返しになりますが、ぜひしっかり取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

【会 長】特記事項の中に「資料の返還」というのがありますが、何かこれ、1 回相談したらすぐ「返還」というのだけど、こちらが渡したのかよくわからないのですが、元々向こうで資料をつくって、向こうが保管しているのではないかと思ったのですが、返還というと、こちらが何か渡して、それを返してもらうとも理解するのですが、その返還時期というのはどういうことになるのですか。

【地域医療・歯科保健担当副参事】会長のご指摘とおりでございます。あちらでつくられた相談記録をこちらでいただくという形になりますので、返還というよりはいただくという形になります。

それは、最終的には年度末に、この事業の契約が終わった時点で返していただきますが、月 1 回報告をいただいている中にも、その中身が記載されておりますので、それは毎月 1 回、区のほうに報告をいただいているというところでございます。

【会 長】1 回相談して、1 回でおしまいなのですか。継続相談で何回も年間相談に来るというスタイルのものではないのでしょうか。どうでしょう。

【地域医療・歯科保健担当副参事】ご指摘のとおりで、1回で終わる方もいらっしゃいますが、継続ということもございまして、先ほど少し話をした本人同意のある場合については、それは年度を越えて保管することもありますし、年度内は先ほど申し上げたとおり、原本が3月31日までございますので、そこで記載が追記されるところでございます。

【会長】では、年度末に一旦返す、継続相談の途中のようなものがあるとするれば、それは向こうに保管されるけれども、それ以外のものは区のほうへ渡してもらう、こういう趣旨でございすか。

【地域医療・歯科保健担当副参事】その後の継続相談があるかどうかわかりませんが、そのときに本人が、記録を当該の事業者が保持することに本人同意があった場合には、そのままコピーを残すということでございます。

【会長】わかりました。ほかに質問かご意見はありますか。鍋島委員。

【鍋島委員】特記事項の先ほどの13番なのですけれども。私も消費生活相談員をやっていた、専門相談員なのですけれども、やはりこの相談を受けるときには、個人情報への取扱いについての誓約書をちゃんと入れるのですね、そういうのは、ここはしていращやと思うのですけれども、それは会社に入れているとは思いますが、やはりこちらの行政機関にもきちっと入れていただいていると思いますけれども、その点を少しお聞きしたいと思います。

それから、やはり相談の内容のことですけれども、相談の内容でどうしてもそこに書きあらわすことができないこともあるわけですけれども、そういうものの報告のときには、どこまでが報告されるのか。そういうことも教えてほしいです。

【会長】ご説明ください。

【地域医療・歯科保健担当副参事】失礼いたしました。委員ご指摘のように、当然、相談内容については、しっかりとした守秘義務が課せられるべきでございまして、区としてはこの事業者に対して、包括的に契約の中でそのことをうたっているところでございますが、当然そこに従事する職員については、その会社の中で、先ほどの誓約書等の形で誓約されていると認識しております。

特にこの方々と私どものほうで誓約書を交わすということはございませんが、先ほどお話ししたような形で、事業者の方が適切にこの情報を必ず保管し、あるいは守秘義務を守っていただくということを厳重にお願いしているところでございます。

2点目でございますが、実際には相談記録の中に書かれたもの以外には、特段の個人情報等は見込みませんので、その内容については、実際に相談記録に残されたものを私どものほうで

いただく形で、確認をしているところでございます。

【会 長】鍋島委員。

【鍋島委員】やはり、誓約書等は、願います以上、これだけ個人情報がかかわりますので、きちんと見て、確認していただきたいと思います。願います。

【会 長】はい、どうぞ。

【地域医療・歯科保健担当副参事】それでは、当該の事業者に、私どもでもう一度立ち入りまして、その内容について、もう一回確認をさせていただきたいと思います。

【会 長】西村委員。

【西村委員】今のことに関連して、少し指摘をしておきたいことがあります。それは、ここの窓口でなさる看護師、保健師、薬剤師等の名前が、そういう職種名が挙がっていましたが、この人たちは一般には守秘義務を持ちますけれども、ここでやっている相談業務は、相談行為であって、医療行為ではないのですよね。

ですから、医療行為に伴うその人の職掌による守秘義務はそこでは発生しないので、今言いたみたいは、別途、この例えばケアーズならケアーズとの雇用契約の中で、それが守られなければいけないということがありますので、その職業によって、安心してしまいたいという、厳密にいうとそういうところは少し離れているので、やはり誓約書なり何なりの契約上の義務を課すことは大変重要なことだと思いますので、それを願います。

これは質問ではありません。私の意見です。

【会 長】誓約書。委託業務はここだけではないので、委託の業務はいっぱいあるので、そこから誓約書をとるかどうかは区全体の問題なので、ご意見として聞いておきまして、事務局のほうでも、この件を機会に、そういう問題をどうされるのか、少しご検討いただけたらいいかなと思います。

特別、次回に報告という意味ではなくて、一応そういう意見が出たということなので、この議題だけではないという認識をしていただきたい。

【区政情報課長】今、頂戴しましたご意見について、すぐに回答は出ないのですが、委託業務も多くございますので、そのなかでどのように扱えるかというのは検討課題とさせていただきます。

【会 長】よろしくお願いします。それでよろしゅうございますか。

ほかにご質問等は。井下田委員。

【井下田委員】細かいことで大変申し訳ないです。3ページの「委託の開始時期及び期限」が

「平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日」と書いてあるのですが、これは平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日ということでもいいと思うのですが、それでよろしいですか。

また、平成 26 年度まではこの N P O 法人の白十字在宅ボランティアの会で、平成 27 年度からこの株式会社のケアーズが委託をされているという考え方でよろしいですね。一応、確認でお聞きします。

【会 長】ご説明ください。

【地域医療・歯科保健担当副参事】大変失礼いたしました。全くそのとおりでございます。

【会 長】ほかにご質問かご意見はございますか。

ないようでしたら、本件は報告事項ですので、了承ということでよろしゅうございますか。

（「はい」の声あり）

【会 長】本件は了承ということで終了いたします。ご苦労さまでした。

次は資料 13「新宿区情報公開・個人情報保護審議会運営小委員会設置要綱（案）の制定について」です。それでは説明をお願いします。

【区政情報課長】今回、審議会は、情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項について、区長に建議することができる。これは審議会条例第 2 条第 2 項に定められておりますが、その建議の要否、審議会委員、及び区民から要望内容に係る審議会への付議への要否など、情報公開制度及び個人情報保護制度の運用に関する重要事項を調査、審議し、審議会に意見を述べる組織として、審議会に新宿区情報公開・個人情報保護審議会運営小委員会を設置することといたします。こちらの方は審議会条例第 8 条第 1 項に基づき、設置するものでございます。

そのため、運営小委員会の設置に係る必要な事項を定める必要がございます。そのために要綱を今回、設置をいたしたいと考えております。

お手元のほうに、資料 13－1 という資料が配付されていると思いますが、こちらのほうが今回新たに設置する運営小委員会の設置要綱の案でございます。この中で組織というところを、第 3 条でございますけれども、こちらのほうは 4 名体制という形にさせていただきたいと思っております。

それから、その構成でございますけれども、学識経験者、それから区議会議員の皆様、区内各種団体構成員の皆様、区内在住者の皆様。この中から 4 名と考えてございます。

また、この委員の構成につきましては、調査審議が出てきた案件ごとに会長が小委員会の委員を指名するという形を取らせていただければというふうに考えております。

施行日につきましては、本要綱を定めた日からということでございます。

もう1枚、13-1の中に一緒についておりますが、審議会条例は参考につけさせていただいています。こちらがもとの条例です。これに基づいて、設置要綱を今回定めさせていただきました。こういうつくりでございます。

説明は以上でございます。

【会 長】施行日ですが、「本要綱を定めた日」というのは、ここで決めた日なのですか。区のほうで内部手続があって、決まる日なのでしょうか。少しご説明いただけますか。

【区政情報課長】ここでご審議いただいた後、要綱案についてまとめましたら、それをもとにして、区のほうで、今度は内部的な処理をしていきます。最終的には区長決定をいただいた段階で、この要綱が定められるという形になります。

【会 長】それでは、質問かご意見がございましたら、どうぞ。三雲委員。

【三雲委員】この小委員会は今まで設置されていなかったのですけれども、具体的にこの小委員会をこの審議会の運営のために必要とするという案件といたしますか、それを具体的に想定されているのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【区政情報課長】こちらの審議会のほうに、1件、案件が上がってきております。そちらのほうを今後、ご審議いただきたいというふうに思っております。

要望内容の概要でございますけれども、個人情報、それから個人情報保護、情報公開の審議会の委員の構成を見直してほしいというような案件が出ています。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】そうすると、例えば委員の構成という話になってくると、審議会条例に基づいて今の審議会の委員が決まっていると思うのですが、それについて、審議会の中に置かれた小委員会のほうで意見を述べるができるというふうに捉えていいのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【区政情報課長】まず、この小委員会のほうで、区民の方から上がってきた案件について、どのような形で取り扱うのか、どのように考えるのかということをもとにご検討いただいて、その内容をこの審議会の審議のほうにかけさせていただく。そういう手順をとりたいと思っています。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】わかりました。この小委員会というのはあくまで意見を述べるだけであって、審

議会はその意見には拘束されるものではないという。それは原則として、そういう理解でよろしいですね。

【会 長】ご説明ください。

【区政情報課長】今、委員のおっしゃったとおりでございます。

【会 長】ありがとうございました。ほかにご質問か。佐藤委員。

【佐藤委員】今の三雲委員の意見に関連して、区民の方から意見が上がってきたということなのですが、恐らくいろいろな形で、本審議会への意見というものは、いろいろな意見が区民からも来ると思うのですけれども、なぜこの小委員会を開くような案件にしたのかというのは、その辺は事務局のほうで判断されるのですか。

それとも会長と相談した上で、これは非常に大事な意見なので、小委員会の設置をして、審議とかをしたいという。その辺の経過を教えてください。

【会 長】ご説明ください。

【区政情報課長】今、お話がありましたとおり、案件について、まず小委員会のほうで、検討をしてもらいたい。そこで検討した結果を審議会として受けるという形のほうがよろしいだろうというアドバイスを、今回は頂戴いたしました。それに基づいて、小委員会を設置させていただいた。というような形をとりたいと思っています。

【会 長】私も、どうしたものでしょうかという相談を受けまして、正式な書面で要望書が出ているのですね。普通ですと、電話とか何かで、問い合わせのような形で、ご説明したら終わっているのだろうと思うのですが、正式にちゃんと書面が出ていますので、やはり何らかの正式処理をしないといけないのではないかと思います。本審議会で議論すると、おそらく1回分費やしてしまうのではないかと思います。いろいろな意見が出るため、だからご意見をまとめていただいて、それでその意見をたたき台にして、皆様のご意見を聞いたらというふうに考えています。

【佐藤委員】はい、わかりました。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】今、佐藤委員の質問に対して、今回、書面での要望があったという話なのですが、今、今の要綱、設置要綱（案）を見ると、2条のところで、重要事項を調査、審議するというふうになっている。そうすると、例えば書面で要望が上がってきたものについても、重要であるかないかについて、どこかでスクリーニングが働くという、そういうことなのではないか。

【会 長】ご説明ください。

【区政情報課長】何が重要で、何が重要でないかということを事務局側で判断するのは、これははっきりいって無理だと思っています。ただ、元々の条例のつくり方からして、こういうような表現になるのだらうなと理解しています。

事務局側で、先ほど会長からお話がありましたけれども、お問い合わせをいただいて、その場で回答し、解決してしまう問題も、問題といたしますか、課題も実は数多く存在しています。そういうものではないものについてというふうにお考えいただければ、1つの尺度になるかと思います。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】重要性の判断、基準らしきものは大体わかったのですが、そうすると、区民の方とかそれ以外の方から、本審議会で議論してほしいような事項について、例えば書面で出してくる人が今後出てくる。出てくると、その場合の手続というのでしょうか、審議会に小委員会でもって議論してほしいような事項がある方は、こういう要望書を出してほしいと、そういう手続は今後整備する予定はあるのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【区政情報課長】書式等を別に定めているわけではありませんが、この審議会宛てに要望ですとか、そういった審議をしてもらいたいというような課題ですというものが出てきた場合については、当然それについて、まず事前に会長、副会長にご相談をさせていただきたいと思っております。

その上で、全体会の中でご議論いただいたほうがいいものなのか、それとも一度、小委員会を開いて、そのうえでご検討いただき、この審議会に改めて集約されたものをたたき台として使いながら、ご議論いただいたほうがいいのかというのは、またご相談をさせていただきながら、決めていきたいというふうには考えています。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】あくまで意見なのですけれども、こういうふうな小委員会を設置することにして、新宿区の情報公開とか個人情報保護制度に関する意見であるとか、あるいはこの審議会の運営に関する意見がある方が、どこにどういう話をしていいのかということがわかるようにしなければ、この小委員会を設置しても、それが働く場面というのは限られてきてしまうのではないのでしょうか。

逆に、今回は非常に重要な提案があったとこちら側で判断して、小委員会をつくるというこ

とを決めたわけですがけれども、こちら側から拾っていかなければ、意見が審議されないというのは、この小委員会をつくる趣旨に照らしても、もったいないような感じがしますので、もしこれをつくるのであれば、逆に区民の方々に対して、この制度についてご意見がある場合には、審議会で小委員会を通じてまず議論をして、また審議会でも議論をすることになるので、意見がある方はここ宛てに書面でもってというふうに、告知をしなければいけないように思いますけれども、どうでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【区政情報課長】大変重要なお意見だと思います。私どもとしては、今まであまりこういう事例は実は発生はしていなかったと認識しています。そのため、今回改めて、会長、副会長とご相談させていただき、それであれば、この条例にある小委員会というものを有効的に活用し、その上で議論していこうというところで今回初めて設置させていただきますので、今いただいたご意見も参考にしながら、今後の運営については検討していきたいというふうに思います。

【会 長】審議会について、今、一口にはすぐ出せない、重要な問題について、区長に建議することができるというのが審議会の権限なのですよね。だから、受け付けるところで重要かどうか判断するのではなくて、この審議会で聞いて、意見が来たかもしれないけれども、これは重要だなと思ったものを区に出すので、ここで言われたことを処理するわけでも何でもないのです。ここは受け付けて、それを区民、区長に持っていくだけですから、区長のほうへ直接というのものもあるかもしれないし、別のここしかルートがないわけではないわけですよね。

だから、たまたまそういうものがきたものですから、だからここが全ての受付窓口ではないはずです。ですから、ここへ届いたものの中で重要なものだと思えば、審議会でまとめて区長に出すと私は理解しています。

そういうふうに、最初からきたものについて皆さんで重要かどうか。それで区長に建議すべきテーマかどうかを検討していただく。こういうふうに思っています。

ほかに、何かご意見はございますか。

【ひやま委員】今、会長が最後まとめられたような形で、あくまでもこの小委員会は、趣旨としては常設化するという形ではなく、そういった案件が出たものに関して、ここでもんで、必要とあれば、会長のほうからそういう設置委員長のほうに話をするというような理解でよろしいのですよね。

【会 長】いつ開かないといけないかもしれないので、委員はテーマごとに違うかもしれないし、だから委員は会長指名ということになっていますので、テーマごとに変わるかもしれない

い。同時に何件も来たら、当然、皆さんに分担していただかないといけないということもあるので、固定した組織ではないという理解のほうがいいかなと思います。

今、少しお話がありましたように、多分、案件ごとに小委員会をつくることになるのではないかというふうに思います。それでよろしゅうございますか。

ほかに何かご質問、ご意見はございますか。伊藤委員。

【伊藤委員】この小委員会をつくるときに、やはり委員が4人しかいないということで、それ以外の方の意見が後から出てくるという、そういう形だと思うのですけれども、これで、ではこの小委員会が終わった後に審議会で議論するとなったときに、ほかの方から全く違う意見が出てくると、それはまたゼロから議論するような形になることも想定されると思うので、何か小委員会のもう少し前の段階、例えば、書面で皆さんからご意見をいただいて、仮に、何か一度皆さんの意見を全部集めるような機会がないと、これだと、この4人以外の方の意見が少しくみ取られにくいのかなと思っているのですが、その辺はどうでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【区政情報課長】小委員会で、いろいろな方向から多分ご議論はいただくとします。そこで出てきた内容を審議会にかけていただいて、その中でまた出てきた意見があれば、それを審議会として全体でやられるのか。それとも、改めて会長から小委員会に戻して、そこで検討されるのかというのは、この審議会の運営だと思いますので、最初はまず小委員会でかけさせていただく。その後の取扱いは小委員会から審議会へと移ります。その中で審議会で終わるというものもあるでしょうし、小委員会にまた戻されてくるものもある。この辺は、会長の運営というふうに理解しています。

【会 長】やり方などは、人それぞれに意見があるので、ご意見を聞いたことにして、一回とにかくやってみないことには、どういうふうに、うまくいくのかいかないのか、ご心配要らないようなことで終わるかもしれないし、1回だけは今回つくられた要綱案で進めたいと私は思っています。

ほかにご意見、ご質問ありますか。よろしゅうございますか。

それでは、これは一応、諮問事項ということになりますので、では反対の方がいましたら、挙手願いますか。一応、採決だけします。ないとすれば、全員賛成ということで、本件は承認いたしますということでよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

【会 長】はい。本件は承認ということで終了いたします。

それで、なお、委員につきましては後日、先ほどご説明がありましたように、区のほうで処理した後、制定されましたら、私のほうから委員の方にご連絡いたします。そのときはよろしくお願いいたします。

では次の議題に移ります。資料 14「平成 27 年度新宿区情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況について」であります。それではご説明ください。

【区政情報課長】それでは、「平成 27 年度新宿区情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況について」、ご説明をいたします。

資料の 14、「平成 27 年度新宿区情報公開制度及び個人情報制度の運用状況」でございますが、少し資料の修正がございます。そちらのほうを先にお願いをいたします。

まず、34 ページの 5 番、「確定申告書に係る情報及び差押通知書（H16～H22 年度）」の開示・非開示の決定区分の欄が空欄となっております。こちらは「全部開示」が正しいので、「全部開示」と申し訳ございませんが、加筆のほうをよろしくお願いいたします。

続いて、43 ページになります。「（１）実施機関別業務登録件数」の表頭でございますが、「26 年度末個人情報業務登録数」ということで、年度末となっているのですが、これは「26 年度末」ではなく、「26 年度」ということで、「末」を取っていただけますでしょうか。同様に右のほうも、「27 年度末」となっていますが、こちらの「末」を取っていただいて、27 年度というふうに変更をお願いします。

それから、今のが 43 ページで、53 ページもこれはほとんど全部同じでして、「26 年度末」、「27 年度末」と、みんな「末」が入ってしまっているのですが、こちらのほうは「末」の削除をお願いいたします。同様のものが今の 53 ページ、続いて 58 ページ、58 ページの次が 65 ページ。65 ページの次が 70 ページ。70 ページの次が 73 ページ。73 ページの次が 81 ページ。81 ページの次が 82 ページ。82 ページの次が 84 ページになります。

84 ページのところは、「（１）実施機関別派遣労働者受入件数」というところの年度が、「25 年度末」となってしまっていますが、こちらは「26 年度」ということです。「26 年度末」というところが「27 年度」ということになります。

同様に 92 ページでございますが、こちらのほうも「26 年度末」、「27 年度末」というのを「末」を削除していただきたいと思います。申し訳ございません。

【会 長】内容についてご説明を受けていると、ほかの議題がおくれるので、きょう、議題が終わりましたら、時間をとりますけれども。

【区政情報課長】時間ないですね。ありがとうございます。

【会 長】とりあえず訂正だけ。あとは一応ご覧くださいということにさせていただいて、ぜひコメントしておいたほうがいいことがありましたら、今お聞きします。

【区政情報課長】ございません。例年どおりでございます。

【会 長】いろいろな説明であれば、時間があればということで終わりにさせていただきます。

何かご意見かご質問か、ございますか。伊藤委員。

【伊藤委員】1点だけなのですが、例えば、公文書の公開請求とかがいろいろな方によって行われていると思うのですが、これは公開請求した後に、情報が出てきましたというときに、例えばその協定書とかを請求、その行政文書を請求して、協定書とかをとられた方とかがいらっしゃるのですが、その内容が、例えば都条例を引用している場合などがあって、都条例がもう改正されているではないかというようなものがあつたりしたのです。

少しおかしいのではないかという話をして、なかなかそこが変わらなかったという話がございまして、これは公開請求した後に、何か問題があつたときにその後に対応するような、ただ公開請求するだけではあまり意味がないと思うので、その対応というのは何か連携とかというのはあつたりするのですか。

【会 長】ご説明ください。

【区政情報課長】いわゆる情報公開するところというのが各事業課なのですね。各事業課で情報を公開して、公開した内容に、今、多分、疑義があつたという話だと思うのですが、一義的にはその事業課にお申し出をいただいて、内容の訂正を行っていくことになります。

そこに求めて、意見が食い違ってしまうというようなことがありますと、例えば、私どもですと、区民の声という形でもってお聞きをさせていただいて、広聴部門のほうでそれについてどうなのかということで改めて確認する。

事業課に確認したけれども、うまくいかなかったというときは、広聴部門のほうでその内容を1回引き取る。そういう流れだと思います。

【会 長】伊藤委員。

【伊藤委員】せっかくこうやって公開請求をされた方がいらっしゃるのであれば、それはきちんと対応できるように、そういうところと連携をしてやっていただければと思います。そうやってできなかった事例が私の耳に入ってきたので、その辺を、せっかくこういう制度があるので、使っていただければと思っているので、よろしくお願いします。

【会 長】ご意見として、ほかにご意見。佐藤委員。

【佐藤委員】7ページの30番の「職員名簿」のところなのですが、「全部公開」となっているのですが、これは氏名だけなのですよね。個人の住所とか、そういうのはもちろん。念のため、お聞きしたいのですが。

【会 長】ご説明ください。住所が載っているかどうかという点です。

【区政情報課長】氏名だけです。

【佐藤委員】それと82、83、それから84、85ページの個人情報を取り扱う実習生と派遣労働者の受け入れ状況が出ているのですが、例えば、大学の実習生が来て、実際に個人情報を取り扱うということになると、派遣労働者の場合もそうですが、区としては、例えば、誓約書を書いてもらったり、それから、そういう個人情報取扱いについてのレクチャーというか、指導というか。そういうのはどの程度というか、どういうふうに行われているのですか。

【会 長】ご説明ください。

【区政情報課長】例えば私が以前に大学生を受け入れたときは、まず大学側と個人情報の取扱いに関する協定を結びます。その大学側との協定が成立した後、今度はご本人と区のほうで個人情報取扱いについての制約を交わさせていただきます。そこでご本人からの了解を得て、学校からも了解を得たという形になりましたら、個人から誓約書をとっておりますし、会社のほうからもとっておりますので、今は学校ですね。そういう形の扱いになっています。

【会 長】佐藤委員。

【佐藤委員】以前、NTTデータという会社の個人情報が漏れたことがあったのですが、それは要するに、派遣だとか、委託している人が情報を漏らしたということなのですね。疑えばこれは切りがないのですが。やはりそういう人たちに機微な情報を扱わせるということに対して、やはり区としては、しっかり先ほど課長が言ったように誓約書を書いてもらうとか、二重三重に個人情報を扱うハードルというか、そういうものをしっかりやっていく必要があるのではないかなというふうに思って質疑させていただきました。

【会 長】ご意見として伺います。

ほかにご質問かご意見はございますか。

ないようでしたら、これは報告ということなので、了承ということで先に進めさせていただきますが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

【会 長】それでは、資料15「男女共同参画に関する区民の意識・実態調査業務の委託について」であります。それではご説明ください。お願いいたします。

【男女共同参画課長】件名でございますが、「男女共同参画に関する区民の意識・実態調査業務の委託について」でございます。業務委託でございますので、報告ということになります

事業の概要ですけれども、事業名は先ほど申し上げたとおりでございます。

目的といたしましては、男女共同参画推進施策を効果的に推進するための基礎資料といたします。

対象者は新宿区在住の18歳以上の男女個人になります。

業務内容をお願いいたしますのは、調査区域は新宿区全域を対象に、標本を現在2,500程度考えております。

抽出方法といたしましては、私どもの課と、それから直近の住民基本台帳のほうから年代別に割り当てた数を見ずして抽出する予定でございます。

調査の項目そのものは50問程度を考えておまして、調査方法といたしましては、郵送で配布、回収、それからはがきによる督促1回を考えております。調査期間は現在のところ、今年度、28年の大体10月から11月までの1カ月程度を考えております。それに基づいた報告書を今年度末に出していただくということを予定しております。

なお、この業務・業者につきましては、現在、プロポーザル方式により委託業者を選定する予定でございます。前回行いましたのは、平成22年度に、同様の内容でこちらの審議会のほうで了承を得たものでございます。

業務委託のほうをご覧くださいませでしょうか。今回、これに係ります個人情報のところですけれども、委託に伴い、事業者処理させる情報項目でございます。3点でございます。氏名、住所、郵便番号。この3点になります。

処理させる情報項目の記録媒体といたしましては、紙でございます。いわゆる「宛名シール」というもので、こちらのほうで無作為で抽出したものを、宛名シールに打ち出しまして、その原本を業者に渡し、業者のほうで封筒に張っていただき、発送していただくということを考えています。

委託の内容でございますが、こちらの4点ほどあります。まず設問を一緒に考えていただきまして、それから調査票の作成・印刷。その調査票の発送・回収・督促。ここのところで個人情報の先ほどの添付シールが入ってまいります。その後に調査結果の集計、それから報告書の作成、概要版の作成等をやっていただく予定です。

現在のところ、平成28年8月上旬より年度末までを委託の期間と考えております。

委託に当たり区が行う情報保護対策でございますけれども、契約に当たりまして、別紙「特

記事項」を付し、まず説明の上、きちんと遵守していただく予定です。委託に当たり提供する個人情報といたしましては、宛名シールのみでございます。

委託業者に行わせる情報保護対策でございますけれども、こちらのほうでお願いする業者の中で、取扱責任者及び取扱者、これらをあらかじめ指定していただきます。提供された情報につきましては、施錠できる金庫等に保管していただきます。作業期間中は提供された情報を作業場内のみで取り扱うことといたして、お願いいたします。

なお、個人情報に係る内容については、電子媒体には入力させる予定はございません。

報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【会 長】ご質問かご意見がございましたら、どうぞ。三雲委員。

【三雲委員】これは、調査票を発送して回収して督促を行うとなっておりますが、はがきで督促を行うということは、あるタイミングでまだ回答を送っていない人ということが特定できるような形で、調査票が回収されるということでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【男女共同参画課長】はい、そのとおりでございます。一応、整理します。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】そうすると、回収される調査票には、回答を行った人の個人情報が記載されているということでよろしいでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【男女共同参画課長】現在のところ、連番等で整理することを考えてございます。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】そうすると、返ってきた調査票と回答した人の特定というものは、結びつけというものは、連番によって可能になるということだと思いますけれども、そうすると、これはその後、集計とか報告書の作成をする段階で、どの方がどういう意見を持っているかということについて、この委託を受けた業者は情報を取得することになりますでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【男女共同参画課長】意見について、マッチングは可能であると思いますけれども、全情報につきましては、終了後、こちらのほうに全ていただくことになります。

【会 長】回答に氏名を書くとか、そういうご説明をしたほうがいいのではないですか。調査票には、その回答用紙に名前を書く欄というものはあるのでしょうか。

【男女共同参画課長】ございません。

【会 長】それを言ってもらえばわかる。連番だけで、他人にはわからないわけでしょう。その番号を知っているのは、業者だけでしょう。

【男女共同参画課長】はい、そうでございます。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】そうすると、今のお話を総合すると、回答が返ってきて、それを手に入れた業者は、どなたがどういう回答をしたかについて、情報を取得することになるわけですが、それは今回の取得させる情報項目には入れないということで、その理由はどういうことでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【男女共同参画課長】マッチングした情報につきましては、あくまでもその後の集計だけに使うということで委託をいたしますので、特に今回は、ご報告の内容には入れてございませんでした。

【会 長】報告書などに名前を使って、何か引用したりすることがあるのですか。どういうことでしょうか。

【男女共同参画課長】名前を使ってご報告いただくことは一切ございません。すべて数字のみでご報告いただきます。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】連番を使うことによって、回答した人の氏名と回答内容は結びつく状況になっているわけですが、そうすると、回答内容については、結局、集計と報告書作成の段階で、処理させる情報に当たると思うのですが、それは処理させる情報項目に入れなくてよろしいのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【男女共同参画課長】今、ご質問にいただいた点につきましては、実はこれから業者のほうとやりとりになると思いますけれども、業者のほうが特定できない方法というのを考慮いたしまして、取扱いについては気をつけたいと考えております。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】連番の使い方というものは、あくまで督促の目的だけということになると思いますので、返ってきた回答書というのですか。文書から、即座に集計前に連番を削除するとか、切り離すということをしなければ、常に対照することができる。結びつけることができると思うのですが、そのあたりはどのように処理する予定でしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【男女共同参画課長】今おっしゃっていただいたような方法を考えた上で、しっかりと対処したいと考えます。

【会 長】連番というのは区でつけるのですか。

【男女共同参画課長】はい。

【会 長】では、この処理させる情報項目のところへ、「連番」という言葉がいいのかどうか知りませんが、何か番号というものをに入れておいてもらってもいいのではないですか。それはまずいのですか。区でつけた番号を使わせるわけでしょう。

【男女共同参画課長】はい。

【会 長】それでいろいろな整理をさせていて、だけど、最終的には統計に使うだけだから、何番の人がどうこうという報告書はつukらないわけでしょう。

【男女共同参画課長】はい。そうでございます。

【会 長】だから、連番というのか、言葉は知りませんが、番号を区でつけて提供することになるのですか。これは重要なことです。

ほかにご意見。三雲委員、どうぞ続けてください。

【三雲委員】もう会長に言っていたので、それは結構なわけですけれども、先ほどお答えいただいた形で、連番を経由して、どの方がどういう回答をしたのかということがわかると、これ自体もう個人情報だと思いますので、それを取り扱っていないという方針であるならば、回答が返ってきた時点で、その連番の部分は督促に使った後はすぐ切り離して、その後、回答内容の検討と連番とが結びつかないようにしていただければと思います。

【会 長】はい、どうぞ。

【男女共同参画課長】ご意見いただいたようにしたいと思います。ありがとうございます。

【会 長】ほかにご質問かご意見はございますか。鍋島委員。

【鍋島委員】督促の話ですけれども、今のお話を聞いていると、普通、アンケートなどが来ると、連番がないものもありますよね。ですけれども、出していない人は出してくださいというのがもう一回来るときもありますよね。それで、これはどうしても全部に出してもらいたいの、出していない人には必ず出なさいという督促のように聞こえるのですが、出さないという意思表示もあるのですよね。ですから、そんな強制的なアンケートなのかなと思って、ちょっとびっくりしたのですね。

連番がなければ、そういう個人情報の今の話は全くありませんし、やはり連番があると、今

やったような懸念は出てくると思いますので、相談をやる時には連番は絶対つけないようにしているのですが、ここのところをご検討いただきたいと思います。

【会 長】はい、どうぞ。

【男女共同参画課長】今、ご意見いただいたようなことを加味いたしますと、お送りした皆様にお送りいたしましたか、あるいはありがとうございますという一緒の内容をお送りするということもできると思いますので、参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

【会 長】特に、連番という形で個人の意見が特定できるということになるとすれば、やはり意見の調整というのは多少問題があると思うので、少し気をつけていただいたほうがいいかもしれません。

どうして名前が要るのか、連番で確認が必要なのか、よくわからないけれども、普通だったらアンケートはもう氏名も何も書かないで、そういう連番も打っていない。回答の特定ができないというのが普通だと思うのです。

だけど、何か私はわからないけれども、こういう意識調査なので、あるいは何か、場合によってはそういう方にまた意見を聞きたいときもあるのかなと思ったりするので、利用方法があるのかもしれないので、この説明だけだと、統計資料に使うだけだと思うのです。

ですから、連番と氏名というのは、やはり相当しっかり切り離した管理をしていただかないと、やはり皆さんの不安があるような案件になってしまうので、ぜひ気をつけていただきたいと思います。よろしゅうございますか。

ほかにご質問かご意見はございますか。

ないようでしたら、本件は一応、報告事項ですので、了承ということでよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

【会 長】では、本件は了承ということで終了いたします。

資料 16 ですね。「新宿区健康づくり区民意識調査業務の委託について」であります。それでは説明をお願いします。

【健康推進課長】今回、ご報告させていただきますのが、今、会長に読み上げていただきました健康づくり区民意識調査業務委託です。今、ご議論いただきましたものと非常に似ているものでございまして、1 ページめくって、裏面をご覧ください。

事業名が「新宿区健康づくり区民意識調査」、担当課は記載のとおりです。目的が、平成 30

年に新宿区健康づくり行動計画を策定する予定でございます。その計画策定の前段といたしまして、区民の健康の意識調査をするというものでございます。

対象者は18歳以上の新宿区民ということになります。

事業内容は先ほどと同じようにアンケート調査を行いまして、そのデータに基づいて、新宿区民の意識を分析しまして、計画を策定する基礎資料とするものでございます。

予定につきましては記載のとおりですが、9月には調査票の準備をし、10月に発送を行い、その後、分析、報告書の発行をしたいというふうに考えてございます。

抽出方法でございますが、住民基本台帳から無作為抽出で5,000人の方を抽出した上で、郵便により発送するというものでございます。

次のページをご覧いただきたいのですが、委託先でございます。株式会社サーベイリサーチセンターです。これは既に調査委託のプロポーザルがもう行われ、決定したのですが、この事業者が調査票の発送業務を行わせるというものでございます。

委託に伴い提供する個人情報でございますが、氏名、住所、郵便番号ということで、処理させる情報項目の記録媒体は、これは先ほどと同様に、宛名シールを区が打ち出して事業者に渡して、張って郵送させるというところが、委託の個人情報を取り扱う部分でございます。

委託理由につきましては記載のとおりですが、5,000件ということですので、事業者によらせるということです。その事業者については、プロポーザルで選ばれました調査会社にやらせるということで、委託の理由として記載をさせていただきました。

委託の内容でございます。これは重複するところがございますが、18歳以上の区民5,000通程度の調査票を発送し、返信用封筒とともに送ります。アンケートの回収は無記名によりまして、健康推進課に戻されるというものです。その封筒を事業者に渡しまして、開封して分析させるという内容でございます。

委託の開始時期、期限でございますが、委託先に個人情報を扱わせる時期、9月1日以降で、それから29年3月31日までという期間でございます。

裏面をご覧いただきまして、委託に当たり区が行う情報保護対策でございますが、契約に当たり特記事項を別紙つけさせていただきましたが、特記事項を付すほかに、委託に当たり提供する情報は、宛名シールだけというふうにさせていただきます。

それから、受託事業者に行わせる情報の保護対策でございますが、取扱責任者、取扱者をあらかじめ指定し、提供された情報は、施錠できる金庫、キャビネット等に保管をさせます。作業期間中は、提供された情報を作業場内のみで扱わせます。

それから、個人情報に係る内容は、電磁的媒体には入力させないという措置をとらせていただきたいと思います。

以上、雑駁ではございますが、報告を終わらせていただきます。

【会 長】調査対象が 5,000 件というのに、電磁的媒体に入れないで処理できるのでしょうか。

【健康推進課長】これは宛名シールを区が刷って張って、無記名の調査票が返ってきます。それで、あとの個人情報は、事業所は入れる必要がありませんので、その調査結果は無記名でございますけれども、ただ分析をさせるということになりますので、基本的には委託業務の一連の中で、個人情報は事業者が持つ必要性がないという内容でございます。

【会 長】わからないけれども、調査票を分析するのに、普通だったら今はコンピュータを使ってやるのではないのですか。

【健康推進課長】個人情報はその中にございませぬ、例えば、男性 40 歳、例えば設問 1 が「はい」というのが何人いたとか、そういうことは電磁的媒体に入れさせますけれども、誰々がこういう答えだったというのはいないです。

【会 長】集計したものを電磁的媒体に全く入れないというわけではなく、それは入れるのだけれどもということですね。その中には、個人情報、氏名とかは入っていないわけですね。

【健康推進課長】はい、さようでございます。

【会 長】ご質問かご意見がありましたら、どうぞ。佐藤委員。

【佐藤委員】非常に細かい話になるのですが、そうすると、5,000 通の郵送物と宛名シールを、サーベイリサーチという会社に持ち込んで、その会社の社員なりが、5,000 枚・5,000 通の宛名シールを自分たちで張ってやるということですね。そのときに、個人情報を取り扱うということですよ。

そうすると、その作業場というのは、やはり区としてはそれを掌握して、件数が多いので、立入り調査とか、普通、こういうものを扱う場合は、案件によっては、そういうところに抜打ちでやったりすることがあるのですけれども、その辺はいかがですか。

【会 長】ご説明ください。

【健康推進課長】この事業者は、委託先の社名の下に米印で記載しているのですが、プライバシーマークを取得している企業でございまして、個人情報を扱うところは限定されていて、施錠などやセキュリティはしっかりしているというところは確認しています。

あとは、ご指摘の抜打ちで行くかどうかというのは、まだ直接は考えていなかったのですが、

必要があれば、抜打ちででももう調査に行って、個人情報はどう守られているかを確認したいと思います。確認は必ず1回は行くのですが、抜打ちというのは今、ご指摘があったので、検討させていただこうと思っています。

【会 長】佐藤委員。

【佐藤委員】そういう場合に、事前に行くよというのではなくて、やはりこちらが指定しないで行ったほうが、本当に守られているかどうかというのを知る上では、私は有効だと思うので、ぜひ検討していただきたいと思います。

【会 長】ご意見として聞いてください。

ほかにご質問かご意見はございますか。金澤委員。

【金澤委員】督促に関しては、どのように考えていらっしゃるのですか。

【会 長】ご説明ください。

【健康推進課長】督促は、やる予定はございます。

ただ、今現在は、具体的に区役所が督促状を出したほうがいいのか、事業者にやらせるかは、今、具体的に詰めてございまして、督促状は事業者により出させないといけないということになりましたら、改めてお諮りする予定ではございます。

今のところは、督促はやるのですが、この段階では個人情報を扱うというのはまだ確定してございませんので、今、事業者と詰めているところでございます。

【会 長】未回答者をどうやって把握するのかというのが、先ほどの議題で問題になったのですが、どうやって未回答と回答を把握されますか。

【健康推進課長】先ほどと同様に、調査票には通し番号が振ってあります。ただ、通し番号が誰かというのは区が名簿として持っておりますので、そこについて未回答者は誰かというのは、区だけがまず把握できる状態になっています。

そこで、事業者にもまた、先ほどのように委託の中でさせるのか、区がもう職員で発行させるのか。これがまだ今、詰めている最中ですので、今回は報告事項に入ってございませんけれども、するということになりましたら、またご報告させていただくという予定でございます。

【会 長】先ほども言ったのだけれども、そうすると、提供する情報項目には、連番の番号も私たちは重要なことだと思うのですが、ぜひご検討ください。

こういう形で、それを意識してほしいのですね。連番からそういう個人情報につながっていくということが問題になるのだということです。こういう項目を扱わせるのだということを、区も業者も、両方が意識してほしいという意味で、ぜひここへ連番か番号、どういう呼び名か

知りませんが、ぜひ入れてほしいと思います。

ほかに質問。

【三雲委員】確認ですけれども、先ほどの案件では、恐らくこれ、連番は事業者というか、委託先に扱わせなければ、督促もできませんから、扱わせると言うのですけれども、今回のこちらの件では、連番ですか、これは事業者には提供しない、もし督促を委託先に任せるときにも、その督促をかける人の宛名シールだけをもう一度提供する、そういうことになるのでしょうか。

【会 長】はい、どうぞ。

【健康推進課長】今、ご指摘のことも含めて、具体的に詰めていくわけですが、一番は、業者が連番と名簿を持ってしまうと、ご指摘のように連番はどこの誰とわかってしまいますから、基本的には区が連番のものは誰だという名簿は、区の中で保有しようと考えています。

したがって、それを督促する場合については、はがきを電子的に打ち出して、区で発行するというのが、今のところ有力なやり方なのですけれども、先ほど申し上げた、場合によって事業者に委託しないとしないことになることとすれば、改めて報告はしますが、基本的には区が督促を行います。礼状兼督促とよくいうのですけれども、それを区で出してというのを基本的に考えています。

【会 長】連番をつけることと名前とはどうやって確認をするのですか。

【健康推進課長】連番と名簿というのは区が付番します。例えば1番〇〇さんだったら、例えばその人はAの1とか仮にやるとすると、それは区だけがわかる名簿でございますので、業者に例えばA1。

【会 長】いやいや、未回答者をそれでどうやって確認するのですか。回答も全部もらって、区で五十音か何かで並べて作業するのですか。

【健康推進課長】失礼しました。実際に回答者は、番号だけでは事業者はわかりますので、回答番号を区がもらいます。回答したAの1番が回答したよという数字はもらうわけで、それを簿冊に回答者を消し込んでいきますから、回答がないところは未回答ということで、そこについて、礼状督促を刷って出そうというのが、今のところの考え方でございます。

【会 長】だから、回答者か未回答者かを業者に調べさせるわけでしょう。だからそこで連番を使うわけでしょう。そういうことを私は盛んに言っている。前回の議題もそうだったわけです。連番を使わないと、業者が使わないとわからない。いや、区でやるというならいいですよ。津吹委員。

【津吹委員】私は若いころ、よくアンケートを全国に5,000件とか1万件とか配る経験をし

ている人間からすれば、それは不可能だと思うのですよね。なぜかという、非常に簡単なことをいえば、調査用紙を封筒に入れて、その調査用紙の回答部分に番号を打たないとだめなのです。そうしますよね。

そういうことになると、封筒と中身と宛名シールがあるわけです。これを例えば印刷会社で封筒へ全部入れて納めてくれといった場合には非常に複雑で、中身を取り出して、連番の部分を、確認をしないと、連番と住所が同一にならないで発送されるのです。だから、当然連番の脇に各氏名を明記した一覧表を業者に渡さない限り、連番と住所が一致しないのです。

これは非常に簡単な話だと思います。だから、住所を連番と同一させるためには、連番だけ渡したのではだめなのです。結局、連番とその人の氏名を一致させる形をとらないといけないのですよ。違いますか。

【会 長】ご説明ください。

【健康推進課長】我々が考えているのは、今のご指摘の封筒とだと思っておりますけれども、調査票に連番を打って、窓開き封筒で送ろうとしているのですよね。そうしますと、事業者へ返ってくると、無記名であっても解答用紙には先ほどの番号だけ打ってあります。

【会 長】委員。

【津吹委員】だからそうすると、最初の住所資料は要らないということですよ。内部にあるのだから。そうでしょう。かつ、コピーをとろうと思ったら、全部コピーがとれてしまうから、連番と住所は一致するのです。

【会 長】ご説明ください。

【健康推進課長】コピーをとられてしまうと確かにそのとおりでございますので、今、私どもはそれを考えていたのですが、具体的にはもう少し検討させていただきたいと存じます。

【会 長】津吹委員。

【津吹委員】だから、最初に区役所の中で発送は全部やってしまう。それで、回収できたものを使う。向こうには、住所のいわゆる窓開き封筒の中のものは向こうに残ります。回答用紙だけがくれば、回答用紙には、世代・男女とかそういう大まかな内容と連番がついていますよね。連番は教えてもらえば、こちらが住所を知っていて一致ができるというなら。だから、区役所が送付すればいいわけではないですか。個人情報を全く扱わないでできるのです。

もし業者に扱わせれば、当然、そういう私のように理屈をこねて、コピーすればとれるだろうと言われたら、本当にとれるものが出てくる。そういう話になってしまうのですよね。

そうすると、印刷会社が連番を印刷するか、それとも、役所がきちんとプリンターで住所の

中に入れる紙として印刷をするならいいですけども、そうすると、その業者も連番と住所の一致したものを持つことになってしまう。

【会 長】西村委員。

【西村委員】この問題はもう少し整理する必要があると私は思います。今、連番でないと名前との結びづけができないということは、それは明らかなことなのですけども、問題は連番で結びづけをするだけの価値があるかどうかをまず判断すべきだと思います。

今は、話を聞いていると、督促状を出すためだけに連番が必要だというふうに聞こえるわけです、先ほどの件もです。でも、そのために本当に連番が必要かという、例えば、連番を打たなくて、督促状は何かはがき1枚ということですから、全員に出してしまうというやり方だってあり得るわけですね。

本当に連番が必要なのは、その内容をどなたがどういうふうに回答したかというその情報が処理の過程で必要な場合ですので、それはまた別途そういうルールをつくらなければいけないと思います。

ですから、ある意味で、私はこの連番というのが何か安易に使われてしまっているような気がしているので、もう少しその辺を考えたらいいと思います。

全員に督促状をというような形で出すと、それは経費がかかりますよ。でも、その経費がこの情報が漏れていってしまうというリスクを防ぐための経費として妥当かどうか。そういう判断からまず、そこも必要だと私は思っています。

そういう意味で、この問題は少し整理する必要があるのではないかというふうに私は考えます。

【会 長】ひやま委員。

【ひやま委員】今、西村委員がおっしゃったような形で、私も少しおかしいと思ったのは、アンケートを返さない方にはお礼状と督促が来る。アンケートを出した方にはお礼状は行かないのか。

であれば、今、西村委員がおっしゃったように皆さんに、返ってきている方、返ってこない方、関係なしにしてお礼状を出すという形で。経費はまた別の話になるでしょうけれども、それは個人情報も守られますし、お礼も皆さんに届くというようなことは考えられると思います。

【会 長】基本に戻って、お礼でなくてアンケートを出すには、宛名シールをつくらないといけないから、郵便番号と住所、氏名が要というのは誰でもわかっている。それだけでは、

それを宛名シールだけではだめなのですかという質問なのですよ、要するに。

宛名シールを区で打って渡すということは、それは誰も問題にしないと思うのです。

だから、それだけではだめなのですか。連番というのは何のために要るのですかと。督促だけですかという質問なのですね。

【健康推進課長】新宿区というのは、回収率が悪いので、そういう意味でいいますと、有意な調査のために、やはり未回答の方にはどうですかというところは、回答を促すということはぜひともやりたいというのは、区としての、多分この調査に限らず共通の思いでございますので、何とか未回答の方にも、ぜひ回答のご協力をというのは、やりたいという気持ちはございます。なので、気持ちからいうと、今ご指摘があったように、全件に出すのなら、もちろんそんなことはございませんけれども、我々とするコスト、税金でもございますので、最小限のところでやりたいというのが、思いは思いでございます。

【会 長】これは、督促はあれですか。はがきでやるのですか。それとも何か、電話か何かでするのですか。どういう形ですか。

【健康推進課長】今のところ、はがきでやるということを予定しているところです。

【区政情報課長】今回の業務の委託についてというこの調査票の中に、委託の内容というのがございます。

その中の3番の米印の2つ目なのですけれども、「調査票の返送先は、当課とし、当課から委託先に調査票を引き渡す」とあるのですね。これであれば、調査票は事業者から出すことにはもちろん宛名シールを張って出しますが、戻ってくる先が違う。区役所で戻ってきたものから、そういうものを改めて出すのであれば、無垢の状態と同じで、また新しいのだけつくって、業者に渡して出せばいいだけなのではないかと思います。

【会 長】今の点について、ご説明ください。

【健康推進課長】それは、連番がないと、どなたが回答してきたかというのがわかりません。

【区政情報課長】だからそれは、区役所がわかっていればいいだけの話でしょう。

連番がついている新しいものには番号が1番と書いている。それをつけて送りますよね。

それで回答が返ってくるではないですか。返ってくるときには、もしかしたら1番というのが調査票についているのかと思ったけれども、先ほどは窓開き封筒だという話だったでしょう。そうすると、窓開き封筒には、もともと調査票に番号が振ってあるのでしょうか。そうすると、番号を振ってある物が区に返ってくる。そうしたら、区のほうは番号と誰かという個人情報を結びつけるのは、区が管理されるでしょう。

ということは、そこで返ってきていない人がわかるわけだから、区のほうで督促を出す必要があるとわかっているのだけ、また新しいのをつくって、事業者に渡して出せば、督促を出せるでしょう。

【健康推進課長】それは連番が打っていないと、誰が返ってきたか、区も把握できない。

【区政情報課長】先ほど、会長がおっしゃったように、番号と名前がついている、例えば宛名シール、これを全部写真で撮られてしまって、それを事業者が管理してしまえば、これはどんなことをやっても、全部管理されてしまいますから、そこは契約上しっかり押さえないとけない部分であり、契約上押さえて、何かあったときには事業者に対してのそれなりの制裁をさせてもらう。ただ、これはまた別の問題が発生してくる。

それはそれとしても、個人番号がついている宛名シールについて事業者に渡し、その回答のものにも個人番号とシールがついています。名前がついていますが、返ってくる先が区であればいいと思います。

区のほうで名簿を管理しているわけですから、誰が返ってきて、誰が返ってこなかったかというのは、区側で判断すると。

【会 長】皆さん、多分わかったと思います。

要するに、事業者に最初提供するのは、宛名ラベルという形で、郵便番号、住所、氏名、それから調査票、回答用紙に連番を付したものの、これを提供するのでしょうか。

【健康推進課長】はい。

【会 長】だから、連番を提供するという意識、連番と氏名とが結びついていくのだということをもう少し意識していただきたいがために、私は何度も言うのだけれども、提供する情報項目、処理させる情報項目に、連番を入れてくださいと。

事業者「これは大切なものだから、個人情報に関連することだから、部外に漏らしたりせず、これは厳重に管理してくださいよ」ということを言うべきだということを言っています。

それであれば、あとはどうでもいいのですよ。連番が住所、氏名でひとり歩きしたら困ると、ね。私はそうなのです。ほかの委員は、それぞれ意見はありますよ。私の聞いているのはそこなのです。連番というのをもう少し意識していただかないと。

問題は、あとは、本件は督促の相手先は区で把握するのですよね。

【健康推進課長】左様でございます。

【会 長】先ほどの案件は何か事業者にやらせるようだったので、少し問題があると思って聞いていたのだけれども、これは区でチェックして、宛先をもう一度ラベル打ち直して、発送

するという考えのようなので、そういうことを前提に、ご質問とご意見、継続します。

三雲委員。

【三雲委員】今までの質疑でわかったことは、つまり、氏名とか、対象者の個人情報と連番というものが、必ず事業者には提供されてしまうということと、事業者のほうがその気になれば、回答の調査票に書かれている連番を使って、どの方がどういう回答をしたのかということについて、原理的に把握が可能になってしまうことだと思うのですね。

【会 長】ご説明ください。

【健康推進課長】回答は区に戻ります。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】返りますけれども、回答票に連番が記載されているわけですね、調査票の中に、その調査票を事業者に渡して分析してもらうわけですね。ということは、事業者はその調査表が渡った時点で、連番も渡るのではないですか。

【健康推進課長】そうですね、はい。

【三雲委員】結局、問題はその後、その連番と個人とを結びつけることが、業者は最初の段階でやろうと思えばできてしまうわけだから、結果的に誰がどういう回答をしたかについて、全部把握することは原理的に可能なのですね。

先ほど、事務局がおっしゃったことというのは、それができないように契約書の中に書き込んでおいてはどうかという意見だと思うのですが、それは、本当に効果があるのかどうかよくわからないところもあるので、個人情報を保護するという観点からいったら、例えば連番というものを調査票の一番上の端っこのところを書いておいて、こちらの区の側で、誰から返ってきたという目的が達成した時点で、その部分だけ切り離した回答だけ書かれている調査票を事業者に渡すということで、この目的は達成できると思うのですが、そういう工夫はなされないのですか。

【会 長】ご説明ください。

【健康推進課長】今のご指摘を踏まえまして、そういう、悪意を持ってやられると、結局、結びつかないという措置をしてまいります。切り離すのがいいかについては少し検討させていただきたいと思うのですけれども、いずれにしてもそこは一番の心配なところでございますので、措置は講じさせていただきます。

【会 長】津吹委員。

【津吹委員】意見として、やることは国勢調査と全く同じことをやろうとされているのではな

いかなと。今回、連番全部入れて、パソコンから返答ができるような形を、特定の人に特定の番号をつけて、その方に国政調査員がお届けして、それを回収するか、返信してもらうということでしたから、やろうとしていることは同じなので、ひとりで 400～500 件やりましたから、それを考えれば非常勤の方なのか、出張所の方にお手伝いいただいて、10 人も入れば 5,000 人分ぐらいはできるのではないかなと。無理に外部に出して、個人情報云々というよりも、そちらのほうで考えたほうが早いのではないかなという意見でございます。

【会 長】何かご説明か、補充することがあったらどうぞ。なければ、ご意見ということなので、区のいろいろほかの仕事の関係もあるでしょうから。よろしいでしょうか。ご意見を聞いておく。

【健康推進課長】いずれにしても、個人と結びつけない方法はしっかりと考えたいと思います。

【会 長】そうですね。これだけ意見が出ました。

【鍋島委員】これはシールを張るのと、窓開きの封筒で紙を渡して、そうすると窓開きの封筒ですと、印刷した住所、郵便番号、印刷してあるもので、そこに番号も打ってあるものを渡さないと、入らないように私は思うのです。そこところは教えてほしいのですけれど。

それと、それから、ただここに封入をどこがするか。封入も大変なのですよ。5,000 枚入れるのは。それが入っていないのですよね。区がやるのか、業者がやるのかというのを。幾ら見ても。開封はあるのですが、封入が入っていないので、封入するときに、区のほうがそれを封入するのだったら、そのまま郵便局に渡せばいいわけですから、どうも向こうの業者が封入するようなのですけれど。

シールだったら、封入した封筒を業者に渡すのかなと思うのですけれども、封入のところも、やはりはっきりとここに書いておいていただかないと、個人情報ですから、わかりませんので、お願いしたいと思います。

【会 長】ご説明ください。

【健康推進課長】封入は事業者に封入させる予定でございます。ただ、これに記載していなかったのは、個人情報のものを封入するということでなかったもので、ここに入れていないのですが、実際にはシールを渡して、封入して発送ということを行います。

【会 長】鍋島委員。

【鍋島委員】そうですと、こういう窓枠ですから、A4が入っていますよね、普通は。それで窓開きのところに住所が見えますけれども、それを渡すのですか。それには番号は振っていない

い。

【会 長】ご説明ください。

【健康推進課長】そこには番号は振ってある。回答書には番号は振ってあるのです。

【会 長】鍋島委員。

【鍋島委員】振ってあれば、振ってあるものを業者に渡すわけですか。そうすると会長がおっしゃったように、やはり番号も入れていただかないと、それが何も書いていないので。入れて置いていただいたほうが賢明かと思います

【会 長】ご説明ください。

【健康推進課長】先ほどからご指摘いただいているように、結局、事業者が悪意を持つと、番号と誰がというのは結びつかないような措置は、具体的には講じさせていただくように考えてございます。

【会 長】鍋島委員。

【鍋島委員】悪意がなくてもいいですから。

【会 長】ぜひ検討してください。これはほかの件も今後、気をつけていかないといけないと思う案件でした。

ほかにご質問かご意見はございますか。

ないようでしたら、これも報告事項ですので、了承ということでよろしゅうございますか。

（「はい」の声あり）

【会 長】ご意見がありましたときは、ぜひ取り入れて実行してください。よろしくお願いします。

さてその次は、資料 17「新宿区立早稲田南町保育園分園運営業務の委託について（保護対策の一部変更）」です。それでは、説明をお願いします。

【保育課長】本件は、今年の 4 月 1 日から早稲田南町保育園分園の業務委託を開始している件でございます。待機児童の緊急対策ということで、公有地を活用して、早稲田南町保育園の分園に設置をしております。昨年のこの第 5 回本審議会におきまして、個人情報の取扱いについて、受託事業者に行わせる個人情報の保護対策の中で、いわゆる利用者のお子様や保護者の方、そうした方々の個人情報の書類を直接手渡しで確実に行わせるということで、ご報告をさせていただきました。

ところが、現在、保育課でその他私立保育園、公立保育園を含めて、58 園管理をしておりますけれども、他の保育園、子ども園につきましては、基本的にファクスまたは交換便で、そう

した情報のやりとりをさせていただいております。

ただ、昨年、報告させていただいた際には、個人情報の取扱いについては、より厳格に行う必要があるという課の考え方もあって、一度そういう形でご報告をさせていただきましたが、今現在の4月からの事務処理については、早稲田南町保育園分園だけが直接事業者到手渡しで行っています。

ところが、ほかの園との受渡し方法の違いの中で、どうしても保育園の職員が来庁して手渡しをするというところでは、なかなか日程調整が難しかったりする関係で、対応の遅れがどうしても出てしまっているということで、今回、一度報告させていただいた案件ではございますけれども、他の園と同様に、ファクスまたは交換便による情報の受渡しというか、連絡方法に変更をさせていただきたいと考えております。

受託事業者に行わせる情報保護対策というところについては、次のペーパーになりますけれども、一番下の4番のところ、電磁的媒体の授受については、直接手渡しによって行いますが、紙媒体の授受は交換便またはファクスで行い、引渡書、納品書、個人情報書類の送付リスト等により確認し、確実に行わせる。

もちろん取扱責任者、取扱者はあらかじめ指定をしまして、しっかりと区に報告をさせるということも行いますし、区のほうでこうした保育園については、定期的に指導検査等を行っております。そうした指導検査の機会を捉えて、個人情報の管理がきちんと履行されているかどうかというところをしっかりと確認していきたいと考えております。

主に委託業者に処理させる項目としては、報告書にも書いてありますが、利用者、お子さんに関する情報、それから保護者に関する情報、それから、利用者の同居家族に関する情報といったところを取り扱っているものでございます。

なお、交換便というのが、区立の施設と本庁との書類のやりとりのときに、区が交換便の業務委託を行っておりまして、その業務委託の中で、例えば週に3回とか、決められた日にちと時間によって、委託業者が区立の施設に書類を届ける、あるいは区立の施設から、本庁の保育課に書類を届ける、そういうシステムでございます。

大変雑駁ですけれども、説明は以上でございます。

【会 長】何かご質問かご意見がございましたらどうぞ。

連絡方法の変更だけということでもいいのですか。結構詳しく説明がありました。

【保育課長】はい、連絡方法の変更のみでございます。

【会 長】ご質問とご意見がないようでしたら、本件は了承ということでよろしゅうござい

ますか。

(「はい」の声あり)

【会 長】はい、ご苦労さまでした。本件は了承ということで終了します。

次は、資料 18「新宿区立小学校の通学路における防犯カメラの設置について」であります。それでは、ご説明をお願いいたします。

【教育調整課長】それでは資料「新宿区立小学校の通学路における防犯カメラの設置について」でございまして、2 ページ、事業の概要でございまして、

事業名、担当課は記載のとおりでございまして、目的として、区立小学校の通学路における防犯カメラを設置することにより、児童のより一層の安全を確保することを目的としてでございます。

事業内容につきましては、平成 26 年度第 8 回の本審議会におきまして、既に新宿区立小学校の通学路における防犯カメラの設置に伴う本人外収集「等」とありますのは、外部提供という意味でございまして、既に承認を受けてございます。実際、設置をしたということで、運用要綱の中で、設置場所が決まった場合には審議会に報告するという内容となっておりまして、今回、ご報告をするものでございます。

今回は市谷小学校ほか 9 校の通学路でございまして、60 台。設置期間については、28 年 2 月 2 日から 3 月 14 日までということとなっております。資料 18-1 に、それぞれ一覧がございまして、学校名、地点、住所、電柱、電柱番号とございまして、3 ページからはそれぞれの学校の地点を記した図面となっております。それが 12 ページまでございまして、その後の資料につきましては、26 年度に既に承認をいただいた内容の諮問の内容となっております。

その後、1 ページの要綱、それから設置基準等となっております。

それから、恐縮ですが、最初の諮問報告事項の 2 ページをご覧ください、事業の概要のところ、訂正をお願いいたします。「対象者」のところの「区立小学校の児童及び通学路を利用する者」ということで、「者」という文字が抜けてございましたので、失礼をいたしました。つけ加えていただきたいと思います。

説明は以上でございまして、よろしくお願いいたします。

【会 長】これは区立小学校全部、区立小はもっとたくさんあるでしょう。どうなのですか。これは一部ですか、全部ですか。

【教育調整課長】こちらは 3 年間かけまして、順次、10 校、9 校、10 校という形で、29 校、今後予定しているところでございます。

【会 長】これが最初ですか。

【教育調整課長】こちらが最初となっております。設置をしましたので、ご報告というものでございます。

【会 長】何かご質問ありましたら、どうぞ。佐藤委員。

【佐藤委員】昨今、児童を狙ったいろいろな犯罪がふえているので、こうしたものをつけることは非常に大事なことだと思うのですが、一方でやはりいろいろな個人情報もそこに含まれていますけれども、その関係で2ページのプライバシーの配慮のところで、画像の保存期間が7日間となっているのですが、その画像そのものは、どこかに保存されるのですか。カメラそのものに、ハード面に保存されるのですか。

【会 長】ご説明ください。

【教育調整課長】画像自体は、カメラの設置を電柱の上のほうにしてございまして、その中にSSDが入ってございまして、そちらに記録するというものでございます。通常の、よく問題になっているパソコンから無線で飛ばして、そこで発見されるというケースがあるのですが、私どもの場合は、当然、機械は全て無線機能がついているものですので、それを使用しないで、単体で、鍵がかかっていますけれども、上って鍵を開けてそのSSDをとらないと見られないという、そういう形ですので、無線でやりとりしてということとはできないような形に敢えてしてございます。

【会 長】佐藤委員。

【佐藤委員】それでひとつ安心は安心なのですが、例えば、非常にうがった話をすると、そうした画像データを盗み出そうとすると、僕も近隣の淀橋第四小学校の防犯カメラ設置の説明会に行ったのですが、カメラのついている場所などがわかるわけです。掲示がしてありますから。

そうすると、そういう意図を持った人が、先ほど課長がおっしゃったように、こじあけて画像を盗み出そうとすると、それはできるのですか。何か、データが入っているSDカードなりを、とり出せないような何かセキュリティというのは、どんな感じになっているのですか。

【会 長】ご説明ください。

【教育調整課長】まず、設置場所等については、やはり抑止力ということで、広く。その場所ではなくて、きちっとやっていますよというような意味合いで、当然わかるようになってございますが、実際には鍵の管理で、施錠がしてございますので、その鍵は管理の校長、副校長の学校で管理者しか持ち出せないようになっていますので、それを持っていますので、セキュ

リティについては。

また、こじあけて中から引き出すという方はまずあまり考えられないと思います。考えられたとしても、また、SSDのソフトがないと、見られないというような、そういった状況でございます。

【会 長】佐藤委員。

【佐藤委員】この説明会にも私は行ったのですが、不要な部分にマスキングをして、カメラを設置してあるところが民家の出入り口を映し出すとかというところも、場所によってはまああると思うのです。そうすると、そういうマスキングをして、例えば近所の人に、こういう防犯カメラを設置しますよという説明というか、そういうものは何かやられるのですか。

【会 長】ご説明ください。

【教育調整課長】流れとしましては、まず学校と保護者、校長先生とか、保護者とかが、学校自体として、ここにこの設置をしたいということで決まります。それを地区町会連合会に場所等について説明をいたします。それから、区長向け地域説明会を地域のポスターに掲示をし、またビラを配って、今後、新しいところは、今回7月に、今配っている最中でございまして、その方々たちに対しての地域説明会も、町会とはまた別にやらせていただいております。

【佐藤委員】はい、わかりました。

【会 長】津吹委員

【津吹委員】教えていただければ助かるのですが。先ほど、ご説明にもありました設置要綱にも、学校と近隣で話し合いをされてということなのですが、この地図を見ると、かなり対象校から離れたところが設置場所で、学校によってかなりばらつきがあるのですけれども、そこというのは、本当に必要ということで学校から依頼があって決まったのですか。そうではなくて、ここということに決まって、立てられる電柱がそこしかなかったからということなのですか。

かなりばらつきがあるようで、本当にこれが防犯というのか、対象学校のエリアとして、危険地帯というのか、防犯になるのかどうかというところを少しわからなかったものですから、教えていただければ助かります。

【会 長】ご説明ください。

【教育調整課長】ご指摘のように、様々の、それぞれの理由をいただいております。例えば、児童公園の付近ですとか、以前に不審者の状況があるとか、あと学童クラブが学校内ではなくて、少し出る場合には子どもたちがよく行くとか、様々ですね。

まず出入り口。学校の周辺のどちらに児童が行ったのかどうかという、その辺の把握が基本

となっていますが、それぞれの学校の事情によって、地域安全マップ等をご覧になっていただいて、ここに付けるとか、様々工夫をされてのもので、教育委員会でどこがいいとか悪いとかというよりも、地域の現場の一番の要望があったところに、基本的にはほとんどが電柱に、若干つけられないところもあるのですが、そのすぐ周辺につけるような形で調整をさせていただいています

【会 長】よろしいですか。追加でもよろしいです。今の説明でよろしいですか。

【津吹委員】はい。

【会 長】ほかにご質問かご意見ございますか。

ないようでしたら、これは本来の報告事項でもないようなので、一応了承ということにはしますけれども、それでよろしゅうございますか。

（「はい」の声あり）

【会 長】では、本件は了承ということで終了します。ご苦労さまでした。

では次に、資料 19「児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定に基づく本人外収集等について」であります。それでは説明をお願いします。

【教育指導課長】児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定に基づく個人情報の本人外収集及び外部提供について、ご報告をいたします。

相互連絡制度の協定につきましては、参考資料 1、2 にお示ししたとおりでございます。早速、本日は前回報告いたしました以降の、平成 27 年 12 月から平成 28 年 5 月末までの運用状況について、ご報告をさせていただきます。

なお、恐れ入りますが、個人情報保護の観点から、詳細な説明については行うことができないことをご理解くださいますようお願いいたします。

では、資料の 19-1 をご覧ください。警察から学校への個人情報の提供があった本人外収集について、ご報告いたします。該当する案件は 3 件です。

そのうち 2 件は、指導上連絡が必要と認められる案件で、そのうち 1 件は、警察から家出した生徒を警察で保護したという連絡、もう 1 件は、警察から学校に万引きがあったという連絡でございます。3 番目は触法少年の事案で、社会的な反響が大きな事案ということで、対象となる児童・生徒は、児童相談所に一時保護となっているものでございます。

続けて、資料 19-2、学校から警察への個人情報を提供した外部提供についてご報告をいたします。こちらも該当する案件は 3 件で、いずれも校長が警察へ連絡することが必要と判断した問題行動です。

1 番は、先ほどの本人外収集の 2 番により、学校が警察から万引きの連絡を受け、折り返し、警察に本人に関する連絡先等を提供したものでございます。2 番は、教師への暴力行為であり、保護者を呼び、生徒に指導するだけではなく、警察に連絡して対応することが必要と学校が判断し、保護者の了解を得た上で、生徒氏名や事案の概要などを提供したものでございます。3 番は校内の児童相互のトラブルがあり、けがをさせてしまった事案で、こちらも保護者の了解を得た上で、警察に児童の氏名や事案の概要などを提供したものでございます。

簡単ですが、以上で報告を終わります。

【会 長】何かご質問かご意見はございますか。

ないようでしたら、本件も了承ということでよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

【会 長】本件は了承ということで終了いたします。

それでは、資料 21 を先議させていただきます。

資料 21 は「特別養護老人ホーム入所申込者情報の東京都への外部提供等について」であります。それではご説明ください。

【介護保険課】それではご説明をさせていただきます。まず事業の概要をご覧いただければと思います。事業名でございますけれども、特別養護老人ホーム入所申込者調査事務ということでございます。対象者につきましては、1 が区内特別養護老人ホーム入所申込みをした区民以外のもの。それが外部提供になります。それから都内他区市町村の特別養護老人ホーム入所申込みをした区民ということで、本人外収集という形でございます。

事業の内容でございますけれども、現状といたしまして、区のほうで特別養護老人ホーム 8 所、それから新宿区のほうで建設費を助成した区外の特別養護老人ホーム 23 所の入所につきましては、新宿区の新宿区介護老人福祉施設の入所に関する指針に基づきまして、より必要度の高い高齢者の方から優先的に入所できるよう、区のほうで調整をしているという形でございます。

入所の調整につきましては、次の手順①から④でございますけれども、まず入所の希望者から入所申込書を受理いたします。記載されている内容につきまして、福祉情報システムに入力をさせていただいて、その後に年 4 回の基準日ごとに優先順位の名簿を作成いたしまして、その名簿を各施設に送付した後、各入所申込者へ優先順位の通知をするという事務でございます。

少し具体的なところでご説明をさせていただければと思いますので、資料 21-1 というものが横版の一番後ろについてございますけれども、よろしいでしょうか。21-1 になります。「特

別養護老人ホーム入所申込等に関する調査の流れ（例）」という部分でございますが、今申し上げた図のところで行きますと、一番上の段に区と書いてありますけれども、新宿区、それから例えば中野区、それから豊島区といった3区の自治体があるといまして、①のところに、新宿区内の施設申込者ということでございます。①は新宿区内にある、例えば聖母ホームでありますとか、そういった施設を思い浮かべていただければ結構なのですが、新宿区内の施設に申込みをされた方は、例えば新宿区民であればAさん、中野区民であればBさんと、豊島区民のCさんがいますという形になりまして、新宿区のほうではこの中野区民のBさん、Cさん、豊島区民のCさんについては把握をしているのですが、中野区のところをご覧くださいますと、②の中野区内の施設申込者の中に、新宿区民の同じくAさんが同じような申込みをしているという状況にございまして、新宿区のほうでは、どなたがほかの区に申込みをしているかという状況が把握できない状況でございます。こうしたものを厚労省の調査の元データといまして、東京都のほうに提供するというところでございます。

新宿区にお戻りいただきまして、新宿区のほうからは、中野区民のBさんと豊島区民のCさんの情報をそれぞれ都のほうに外部提供という形でさせていただく。それぞれ、中野区も二重囲みの中にあるAさん、Bさん、豊島区でいえば新宿区のAさんと中野区のBさんというものを外部提供として都のほうにお送りをするという形でございます。

受け取った都のほうでは、こういった各区から上がってきました情報を、名寄せをして区ごとに情報をまた流し直すという形でございまして、例えば新宿区民のAさんは、②の中野区にも、それから豊島区の施設にも入所を希望していますよという情報が、その本人からではなくて、都を通じて、新宿区のほうに本人外収集という形で情報の提供があるという形になります。

それぞれ本人外収集を受けた区のほうで名寄せをして、この人は実際には、新宿区のAさんで申し上げれば、新宿区、中野区、豊島区、それぞれ入所を希望しているけれども、入所希望の実数としては1人だという、そちらの数字を東京都のほうに再度上げて、この調査が終わりになるという形になります。

例えば、豊島区が一番下の欄をご覧くださいますと、本人外収集を受けた豊島区のほうでは、豊島区民であるCさんは、3番の豊島区、それから1番の新宿区には申込みをしてあったけれども、豊島区のDさんというのが新たにいますので、この方についてはCさんではありませんので、都合2人ですというようなところで、簡単に言ってしまうと、どの市町村に入所を希望していても、お1人お1人という実数でカウントをさせていただいて、調査の回答とするという今回の作業という形になります。

では、本当に雑駁ではございますけれども、そういったところの実数を把握するための調査とご理解いただければと思います。

【会 長】ご質問かご意見がありましたらどうぞ。佐藤委員。

【佐藤委員】目的は十分わかったのですけれども、そうすると、今、新宿区でよく特養ホームの入所待ちの方、今は900人ぐらいだと思うのですが、その数というのが少し変わってくるといいますか。正確になるということ。

【会 長】ご説明ください。

【介護保険課】正確になるということです。

実際には今、入所待ちとおっしゃる方は、例えば区民外の方であってもランダムに入ってきます。ご家族の方が申込みをされても、それが入ってきているという形になりますので、こちらの調査を経て出てきた数字のほうが、より実数に近い。より正確な数字という形になるはずです。

【会 長】佐藤委員。

【佐藤委員】この情報の外部提供なのですが、電磁的媒体ということなのですが、それは東京都のほうにその情報をいったん集約するということになるのですか。

【会 長】ご説明ください。

【介護保険課】外部提供を行う記録媒体のところに、「CD-RW」と書いてございますけれども、こちらのほうを書留で、都のほうにこちらからお送りをさせていただいて、都のほうでまとめてそれをデータとして横並びにして、区ごとに名寄せをして、それをまたこちらにもらうという形になります。

【会 長】佐藤委員。

【佐藤委員】わかりました。

【会 長】ほかにご質問かご意見はございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

これは全部の区でやるわけでしょう。うちだけやるとかやらんという話ではないですね。

【介護保険課】はい。

【会 長】はい、わかりました。

それでは、本件は諮問事項ですので、承認ということでよろしゅうございますか。

（「異議なし」の声あり）

【会 長】それでは、本件は承認ということで終了いたします。ご苦労さまでした。

次に資料20「おむつ業務委託（高齢者・心身障害者）における配送業務の再委託について」

であります。それでは、ご説明ください。

【高齢者支援課長】「おむつ業務委託における配送業務の再委託について」でございます。さまざま業務委託をやらせていただいている中で、配送業務に限って再委託をお願いしたいという趣旨でございます。

事業の概要のところをお願いいたします。上から3つ目、対象者でございますが、「高齢者」、そして「心身障害者」に分かれております。それぞれ雑駁ですが、高齢者は65歳以上で要介護の方。心身障害者につきましては、身体障害者手帳をお持ちの方が対象であるということでございます。現行の事業内容、現行の業務の委託内容は、こちらにあるように1番から4番までございますが、そのうち今回、再委託を予定しているのは、3番の「紙おむつの受注及び配送」の中の「配送」のみということでございます。

今回、再委託をお願いする理由でございますが、このページの一番下の新規申請件数の表をご覧くださいと思います。左欄が平成27年4月、1年前です。その横が28年4月、今年度ということで、ご覧いただくと約5倍の新規申請者の増ということになってございます。

理由でございますが、同じページの事業内容の中ほどの欄に、再委託の理由経緯というのがあるのですが、一言で申し上げますと、今まで高齢者について要介護4と5だけが対象でありましたが、おむつが必要な人については、要介護1から全て対象にさせていただいた結果、新規申請者が激増したといったことで、配送について、まだ大丈夫なのですけれども、近い将来、ちょっと難しい状況が想定されているといったことでございます。

次の3ページ。別紙（業務委託）をご覧くださいと思います。2行目、再委託先でございますが、ご覧のとおり、2社を現段階で予定をしております。

1つ空けまして、処理する情報項目の記録媒体は、紙ということでございます。再委託理由は先ほど申し上げましたので、割愛いたします。再委託の内容は繰り返しになりますが、「配送業務のみ」ということです。最後になりますが、再委託の開始時期及び期限につきましては、7月1日予定となっておりますが、これは7月1日から必ずやるという趣旨ではなく、事業者のほうで自分のところで配送できる範囲はやっていただくという趣旨です。いよいよもう難しいといったような状況になったときに、再委託をお願いするということで、業者には指導してまいるといったことでございます。

報告は以上でございます。

【会 長】ご質問、ご意見はございますか。三雲委員。

【三雲委員】今回の再委託先の会社。2番は、これは運送を専門にやっている会社だとわかる

のですが、1番の会社は、これはどういった事業をされているところですか。特に介護とか福祉事業をされているところなのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【高齢者支援課長】実は今回、業務委託をしている成玉舎というおむつ配送業者が、区内で大体4割ぐらいのシェアで、競争入札で落札をしております。そういった中で、既に他区では再委託をしている。そういったような区もございまして、そういった区ではこの有限会社コツジといったところを既に利用しているといったようなことでございます。新規業者ではないということになります。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】質問の趣旨としては、単なる運送業者であれば、この個人情報にほとんど関心を持たないであろうと思いますけれども、例えば介護とか、福祉の事業をやっているところだとすると、この情報を使うということもインセンティブがあると思うので、そういうこともあるかどうか。についてどうでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【高齢者支援課長】お答えいたします。運送会社でございます。

【会 長】ほかにご質問かご意見はございますか。

ないようでしたら、これは報告事項ですので、了承ということでよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

【会 長】本件は了承ということで終了します。

22番は次回ということにさせていただきます。

それでは、以上で議題は終了しましたが、何か本日のことについて、皆様からご意見がなければ、事務局のほうから何か。いろいろ連絡事項があれば。

【区政情報課長】長時間にわたり、ありがとうございました。次回の審議会の日程でございますが、7月14日、木曜日の午後2時からを予定しております。場所は第3委員会室でございます。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

【会 長】それでは皆様、長時間ありがとうございました。また次回もよろしくお願い申し上げます。

午後 4時10分閉会